5　競争参加者の資格審査

（建設工事）

４に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。前者以外の者については、⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目（その他工事参加者等については、これに準ずる項目）及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与し、希望工事種別（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定し、等級の区分を設けていない工事種別については、当該工事種別における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

⑴　客観的事項（共通事項）

①　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の１に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は３年の各事業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高

②　経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日（以下「客観的事項の審査基準日」という。）において建設業に従事する職員で経営事項審査の告示第一の三の１㈠から㈥までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数

③　経営事項審査の告示第一の三の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高

④　経営事項審査の告示第一の一の２及び３、二並びに四に規定する項目

⑵　主観的事項（特別事項）

①　令和８年10月１日の前日までの２年間における希望工事種別ごとの工事成績

②　令和８年10月１日の前日までの４年間における希望工事種別ごとの特別な工事の経歴

（建設コンサルタント等業務）

４に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。前者以外の者については、⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与し、希望業種区分（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する業種区分をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の順）に配列し、当該業種区分における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

⑴　申請しようとする日の直前の事業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前２年の各事業年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高

⑵　審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額

⑶　審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数

⑷　審査基準日までの営業年数

（物品購入等）

４に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。前者以外の者については、一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

6　資格審査結果の通知　「有資格者名簿」の掲示により通知する。

7　資格の有効期間　資格認定の日から令和11年３月31日までとする。

8　その他

⑴　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事又は設計共同体により参加表明できる業務ごとに別に公示する。

⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、各本部等の長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、各本部等の長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併等後の経営事項審査を受けている者に限る。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者

⑤　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

⑷　インターネットによる申請ができない者

（建設工事）

①　１（建設工事）⑮「その他工事」のうち建設業法上の許可を必要としないもののみにつき申請をする場合において、建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない者

②　経常建設共同企業体

③　事業協同組合で総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する者

④　協業組合・企業組合で３⑵（建設工事）⑥及び⑦に掲げる書類を提出する者

⑤　新たに申請をする合併会社又は合併と同等と見なし得る営業譲渡を受けた会社

⑥　会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者で８⑵に掲げる再度の認定を受けていない者

⑦　グループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合

（建設コンサルタント等業務）　会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者で⑵に掲げる再度の認定を受けていない者

別記１　受付期間及び宛先

⑴　受付期間

（建設工事及び建設コンサルタント等業務）

令和８年12月１日から令和９年１月15日まで（令和９年１月15日までに必着）

（物品購入等）

令和９年１月８日から令和９年１月22日まで（令和９年１月22日までに必着）

⑵　電子メール方式による宛先　令和８年11月２日から次のホームページアドレスにアクセスして、メールアドレスを確認するものとする。

https://www.ur-net.go.jp/order/info.html

文書郵送方式による宛先

〒860―0804 熊本市中央区辛島町５―１
日本生命熊本ビル12階

（建設工事）

独立行政法人　都市再生機構
令９・10工事審査担当

（建設コンサルタント等業務）

独立行政法人　都市再生機構
令９・10コンサルタント審査担当

（物品購入等）

独立行政法人都市再生機構
令９・10物品審査担当
（096―288―1652）